

③道路等の公共事業に先行した地籍調査の実施

- 1) 社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金の関連事業とする地籍調査（社会資本整備円滑化地籍整備事業）の実施により、同交付金の活用を推進。
- 2) 道路・街路・河川等の公共事業を所管する部局へ地籍調査事業を周知。

1) 社会資本整備総合交付金等について

社会資本整備総合交付金

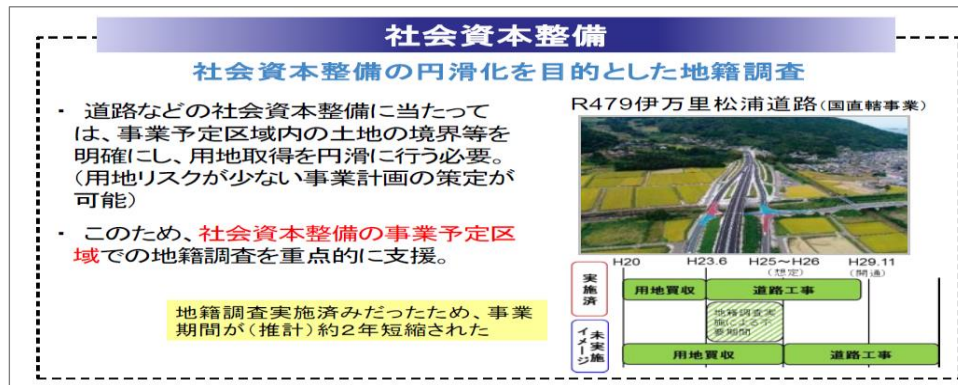
国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、国により平成 22 年度に創設されました。

防災・安全社会資本整備交付金

地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、国により平成 24 年度補正予算にて創設されました。

社会資本整備円滑化地籍整備事業

国が平成 28 年度に創設した事業で、社会資本整備（公共事業）に先行して地籍調査を実施することにより、公共事業の円滑な実施による事業効果の早期発現や潜在的な用地リスクを低減させるなど、公共事業と連携した地籍調査の推進を目的としています。



なお、地籍調査事業に充てられる国庫補助金では、平成 28 年度以降『社会資本整備円滑化地籍整備事業』の予算枠が拡大しています。

これに伴い、もう一方の国庫補助金である『地籍調査費負担金』の予算枠が減少の傾向にあり、大阪府における事業予算の確保について考慮すると『社会資本整備円滑化地籍整備事業』の推進はとも好ましいこととなります。

2) 道路・街路・河川等の公共事業を所管する部局への周知等について

以上のことより、道路・街路・河川等の公共事業に関連する区域において地籍調査を実施する場合は『社会資本整備円滑化地籍整備事業』の積極的な活用を図ります。

このため、大阪府および府内の市町村では地籍調査の担当部局および公共事業を所管する各部局間での十分な情報共有、また、これに併せて当室では各公共事業を担当する者に向けた地籍調査事業制度の周知に努めています。